

平成 28 年 (ワ) 第 159 号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告ら 谷口 稔暉 外 117 名

被 告 国

口頭弁論要旨

平成 29 年 2 月 27 日

長崎地方裁判所民事部合議 A 係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 青野 悠



第 1 はじめに

被告である国は、原告らが主張する平和的生存権の侵害について、具体的権利性を認めることはできないと主張している。

そこで、原告らは、平和的生存権が、具体的権利性をもった人権であることを、4つの根拠から明らかにし、その後、原告らの平和的生存権が侵害されていること、被告の答弁書における対応に基本的な誤りがあることについて、順次意見を述べる。

第 2 平和的生存権の根拠

1 平和のための世界的な努力

(1) まず、平和的生存権に具体的権利性を認める根拠の1つ目は、日本国憲法の「平和のうちに生存する権利」が、平和実現への世界的な努力によって創設されたものであり、このような平和実現への努力が、現在も進展しつつある、ということである。

(2) 第1次世界大戦後、戦争をなくすための努力が続けられ、これが、国際連盟規約、不戦条約、そして、第2次世界大戦後の国際

連合憲章などに結実した。日本国憲法は、この世界的な平和実現への流れを受けて制定された。平和的生存権や戦争放棄が明文化された、このような歴史的経緯に照らせば、平和的生存権を法的拘束力のない抽象的な権利と考えることなどできるはずがない。

(3) そして、平和実現への努力は、現在も進展しつつある。

国連では、2012年に、「平和への権利の宣言草案」が提案された。「平和への権利」には、アメリカやEU、韓国など少数の国がこれに反対し、日本も、アメリカに追従して反対をし続けてきた。しかしながら、多くの国が、「平和への権利」の国際法典化に賛成してきた結果、2016年7月1日、「平和への権利宣言」案が人権理事会において採決された。「平和への権利宣言」とは、国家が関与する戦争や紛争に、国民・市民が、「人権侵害」としてこれに反対できる根拠となるものであり、全ての人が、「平和を享有する権利を有する」と謳われている。その後、「平和への権利宣言」は、2016年12月19日、国連総会全体会合で審議され、採択された。これにより、「平和への権利」国連宣言が正式に成立するに至り、今後は、国際人権規約として成立することが想定されている。

(4) このように、平和を享有する権利は、世界の全ての人民に人権として認められつつある。

2 憲法の規定

(1) 根拠の2つ目は、憲法前文が権利として宣言する「平和のうちに生存する権利」は、憲法9条によって担保され、憲法13条の幸福追求権等の各人権規定と結合し、具体的権利として確固たるものになっている、ということである。

(2) この点、平和的生存権の裁判規範性を否定する見解は、「平

「和」というものが抽象的概念であるという。しかしながら、「平和」という言葉は、日本国憲法はもちろん、国際連合憲章、教育基本法など随所で使用されており、平和の概念が不明確とは誰も考えない。

また、憲法上の概念は、例えそれが抽象的なものであったとしても、これまで解釈によって充填されてきた。例えば、プライバシー権が法的保護に値する利益であることを否定する者は、今日においていない。したがって、平和的生存権のみ、平和概念の抽象性のために、その法的権利性や具体的権利性が否定されなければならない理由はない。

3 研究の成果と裁判例

- (1) 根拠の3つ目は、憲法研究者の間でも、平和的生存権の具体的権利性・裁判規範性を認める考え方が近年特に有力となっており、裁判例もこれを認めるようになってきている、という点である。
- (2) 平和的生存権の裁判規範性を認めた裁判例の1つである、岡山地裁の平成21年判決は、次のように判示している。

「平和的生存権が『権利』であることが明言されていることからすれば、その文言どおりに平和的生存権は憲法上の『権利』であると解するのが法解釈上の常道であり、また、それが平和主義に徹し基本的人権の保障と擁護を旨とする憲法に即し、憲法に忠実な解釈である。」

自衛隊のイラク派遣の違憲性が争われた裁判でさえ、このように判示しているのであるから、集団的自衛権行使を容認する新安保法制法制定後の現在において、平和的生存権の裁判規範性を否定することなど、できるはずがない。

4 平和を守るための動き

- (1) 最後、根拠の4つ目は、平和主義を後退させる現実政治の動きがあるにもかかわらず、国民・市民は、これを黙認せず、平和を守るための行動をとってきた、という点にある。
- (2) 日本国憲法は、戦争放棄と戦力不保持を平和主義の基本原理の1つとして成立した。しかしながら、安保条約の締結、自衛隊の海外派遣を定めたPKO協力法の成立など、現実政治は、日本国憲法制定時に目指されていた平和主義とは異なる方向へと向かった。
- (3) その後、政府は、集団的自衛権が違憲であるという憲法9条の確定的解釈を、閣議決定により変更し、集団的自衛権行使を容認する方向へ踏み出した。そして、この解釈を実効化するために、2015年5月には、閣議決定により、新安保法制法案を国会に提出し、成立させた。
- (4) こうした平和主義を後退させる現実政治の動きに対し、国民・市民は、反対運動、反対を表明する署名活動を行い、平和を守るための訴訟を絶えず提起し続けた。
また、元最高裁判所長官と複数の元最高裁判所判事、歴代の元内閣法制局長は、集団的自衛権の行使が違憲であることは、もはや確立した法規範となっているとの見解を示した。
- (5) このように、平和主義に背を向ける現実政治の動きに対し、国民・市民が積極的に反対を表明し、行動してきた事実は、憲法前文の平和的生存権が、確実に、国民・市民に根付き、定着していること、平和的生存権を認める国民的基盤があることの何よりの表れといえる。

5 結語

以上の4点より、平和的生存権が具体的権利性をもった人権であることは、明らかである。

第3 原告らの平和的生存権の侵害

1 次に、原告らアジア太平洋戦争の際の原爆被爆者、被爆2世の平和的生存権が侵害されていることについて述べる。

2 原告らの立場はさまざまであり、新安保法制に抱く不安や恐怖、怒りや悲しみなどは各人によって異なるので、その詳細は今後改めて述べていくこととする。

ただし、原告ら国民・市民が被る不安、苦痛とその人格面での被害は、2015年の安保法制法制定以前と制定後では、決定的に異なっている。

なぜなら、集団的自衛権の枠組みで行う外国軍への支援活動は、外国からみれば、軍事行動そのものであり、また、集団的自衛権と共に行使するアメリカと敵対関係に立つ国から見れば、我が国は「敵国」ということになるからである。

したがって、原告らの被害は、自衛隊のイラク派遣の違憲性が争われた時期とは、比べものにないほど切迫しており、既に現実化している。

第4 被告の答弁書における対応の基本的誤りと不当性

1 最後に、被告の答弁書における対応に、基本的な誤りがあることについて述べる。

2 被告である国は、新安保法制法の制定行為の違憲性の主張に対して、認否不要との対応をとっている。

3 しかしながら、このような被告の態度は、不法行為法理の基本を

誤っている。

不法行為の違法性は、①侵害行為の態様・程度と、②被侵害利益の種類・内容との相関関係において判断されるべきことは言うまでもない。

本件における侵害行為は、被告による新安保法制法の制定であり、その態様・程度として、この法律の内容に重大な憲法違反があることが問題となる。また、相関関係における判断なので、被侵害利益の種類・内容は、侵害行為の重大性との関係において、判断せざるを得ない。

つまり、本件における不法行為の違法性判断においては、新安保法制法の違憲性とその重大性の判断が不可避である。

4 したがって、被告は、正面から新安保法制法の違憲性の問題について主張を尽くさなければならないはずである。

第5 おわりに

以上のとおり、原告らは、違憲の新安保法制法による被侵害利益の第1として、平和的生存権を主張するので、裁判所においては、憲法の要請と国民・市民の声に真摯に向き合い、平和的生存権を正面から認め、新安保法制法に対する違憲判断を行うよう強く要請する次第である。

以上